

重 要 事 項 説 明 書

平素は、NOSA Iをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、農業共済の加入にあたり、次の内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

1 「金融サービスの提供に関する法律」に基づく説明

農業共済制度は、農家と国が「掛金」を出しあって共同準備財産を造成しておき、事故や災害にあったときに損害の補償をするための「共済金」を支払うという、相互扶助を基本として農業保険法で裏付けられている唯一の制度です。行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っております。

しかしながら、大災害が発生し、長野県農業共済組合の各事業の積立金の状況によっては万が一、お支払いする共済金が削減されることがあります。

2 「個人情報の保護に関する法律」に基づく説明

加入者の皆様の個人情報を適正に取り扱うために、関係法律、諸法令及び個人情報保護委員会のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。その取扱いについては次のとおりです。

- ・引受推進、損害評価・共済金等の支払及び損害防止事業等の実施等への利用
- ・保険金及び補助金請求等に係る事務の共同処理等のための関係団体等への提供利用
- ・共済掛金徴収及び共済金支払に係る口座振替のための金融機関への提供利用
- ・その他、関係法令・条例に定められた事業運営上必要な目的のための利用

個人情報の開示、内容の訂正・追加・削除及び利用の停止等の請求がある時は、本人または代理人確認を実施したうえで対応します。

3 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく説明

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないこと及び自らまたは第三者を利用し暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約いただけない場合は、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が無催告で解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

この説明書で分かりにくい点、また、詳細については、NOSA I長野にお問い合わせ願います。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、組合担当までお問い合わせください。

園芸施設共済のご加入にあたって（重要事項説明書）

この説明書は、園芸施設共済の加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項（契約概要、注意喚起情報）をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入申込みいただきますようお願いいたします。

1 「契約概要」の項目

以下、重要な事項のうち園芸施設共済の仕組みの内容をご理解いただくために必要な情報を記載しています。

□(1) 共済の仕組み（園芸施設共済の仕組み）

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、当組合と国が保険関係を結び、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設1棟ごとに、所有又は管理する施設であって施設内農作物の栽培の用に供する全てについて申込み、組合が承諾することによって成立します。耐用年数を2.5倍以上経過している場合や他の損害保険等に参加している場合については、申出によりその棟を除外することができます。園芸施設共済へは、プラスチックハウスなどの設置面積（ガラス室にあっては設置面積に2を乗じて得た面積）が200㎡以上の農家が加入できます。

□(2) 補償の内容

園芸施設共済の対象は、プラスチックハウス・ガラス室・雨よけ施設・多目的ネットハウスなどの施設園芸用の施設（特定園芸施設）、暖房機等の附帯施設、施設内で栽培される野菜・花き等の農作物（施設内農作物）です。また、台風等により損壊した施設の解体や撤去に要する費用（特定園芸施設撤去費用）、施設の復旧に係る費用も対象となっています。

支払いの対象となる災害（共済事故）は、風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害、火災、破裂及び爆発、航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害、鳥獣害です。

共済金は、加入している施設1棟ごとに、次の5つのうち加入者が選択した条件を超える場合に共済金が支払われます。

- ① 1万円を超える場合（特約）
- ② 3万円または共済価額の5%の額のどちらか小さい金額を超える場合
- ③ 10万円を超える場合

- ④ 20万円を超える場合
 - ⑤ 50万円を超える場合
 - ⑥ 100万円を超える場合
- 共済金＝損害額×（共済金額／共済価額）

□(3) 付加できる主な特約及びその概要

補償する内容の選択はまず特定園芸施設（①施設本体）の申込みをします。次に本人の選択により、②附帯施設、③施設内農作物、④撤去費用、⑤復旧費用を組み合わせて加入することができます。

① 施設本体の種類及び補償（特定園芸施設といいます。）

パイプハウス、鉄骨ハウス、雨よけハウス、ガラス温室等で、施設本体の骨材及び被覆材の補償です。

パイプハウスの場合は耐用年数が10年（100%～50%）です。

② 附帯施設の補償
暖房機、換気扇、カーテン装置などです。

③ 施設内農作物の補償
施設内で栽培される作物の補償です。（例）レタス、ホウレン草、トマト、メロン、花など。育苗中の作物は対象になりません。

④ 撤去費用の補償（特定園芸施設撤去費用といいます。）

補償対象となる施設は、ガラス室、パイプハウス、鉄骨ハウスです。一定規模の被害を受けた施設の解体や廃材の撤去・処分にかかる経費が対象になります。

⑤ 復旧費用の補償
損害を受けた本体及び附帯施設の復旧にかかる人件費、材料費などの経費が対象になります。

※ 撤去・復旧費用の損害にあっては、請求書等の提出が必要です。復旧費用については、自力で復旧した場合は請求書等がなくても、労務費相当額を共済金として支払います。

□(4) 共済責任期間（補償期間）又は共済掛金期間

年間を通して設置されている施設は共済掛金を払い込んだ日の翌日から1年間です。設置期間が周年でないものは1か月以上1年未満の短期加入も可能です。

□(5) 引受条件（共済金額等）

共済金額は、特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物、特定園芸施設撤去費用および復旧費用を選択した場合はそれらを含む）ごとに、共済価額の4割～8割の範囲内で農家が選択して決めます。付保割合追加特約を付加すると9割又は10割まで選択できます。

なお、同一の補償期間中は、事故により部分的な損害による共済金が支払われても補償額は変わりません。

□(6) 共済掛金等に関する事項

共済掛金は、共済金額×共済掛金率×（責任期間（月）／12）によって算出されます。

共済掛金の50％は国が負担しており、農家が負担する掛金は半分になります。なお、共済金額が1億6千万円を超える共済掛金部分には国庫負担がありません。また、復旧費用、付保割合追加特約及び小損害不填補1万円を選択した場合の特約を追加した部分にかかる掛金については、全額加入者負担となります。

共済掛金率は、過去20年間の被害率をもとに、3年ごとに見直され、過去の被害実績にに応じて、個人別（地域別）危険段階掛金率は毎年見直しされます。

掛金の他に、事務費賦課金の負担があります。

□(7) 共済掛金等の払込みに関する事項（共済掛金等払込方法、共済掛金等払込期間）

払込期日は加入承諾書及び納入告知書で通知します。

共済掛金の払込みは原則口座振替とします。払込期間を過ぎて共済掛金の払込みを受けた時は、改めて加入の申込みがあったものとして取り扱います。

□(8) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

- ① 告知義務違反による解除
加入の申込みにあたっては、組合が求めた損害の発生に関する重要な事項について告知が必要です。告知を怠ったり不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。また、解約返戻金はありません。
- ② 重大事由による解除
次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

ア 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき（故意）
イ 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき

ウ 組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

- ③ 解除の効力
解除は将来に向かってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は、解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を組合が補償する責任は負いません。

は、速やかに組合までご連絡ください。その連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

イ 損害発生通知
共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われるときには、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、損害額の算出ができず、お支払いができません。また、損害額は、損害発生通知の提出後、損害額の算出ができません。

ウ 損害防止
特定園芸施設等について、通常の管理を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めてください。

これらの務めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

□(2) 共済責任期間開始日

共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始します。ただし、現在加入中の特定園芸施設について継続して加入する場合で、当該共済責任期間の終了日の1月前から当該終了日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたときは、当該共済責任期間の終了の日の翌日から開始します。

□(3) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金を支払わない場合のうち主なもの

- ① 支払責任のない損害
損害が次のいずれかに該当するときは、共済金を支払わないこととします。
- ア 変乱によって生じた損害
- イ 共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然消耗によって生じた損害（自然消耗によって生じた損害は被覆物に限る）
- ウ 組合員又はその者の法定代理人（組合員が法人であるときは、法人の業務を執行する役員を含む）の故意又は重大な過失によって生じた損害

エ 組合員と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く）

オ 組合員（組合員が法人であるときは、その法人の業務を執行する役員を含む）が植物防疫法の規定に違反することによって生じた損害

カ 共済責任期間の開始前に発生している共済事故

- ② 共済金が支払えない場合
次の場合には、共済金の全部又は一部が支払われないことがあります。

ア 組合員が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき

イ 組合員が損害防止の指示に従わなかったとき

ウ 組合員が組合への損害発生の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき

エ 組合員が組合への損害発生の通知を行うときに、正当な理由がなく、被害の状況が明らかとなる事項に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のことを表示し又はその書類を偽造若しくは変造する等により不実の通知をしたとき

オ 組合員が加入申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く）

カ 組合員が異動通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき

キ 組合員が正当な理由がないのに第2回目の共済掛金の払込みを遅延したとき

□(4) 共済関係の失効

園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったとき、当該共済関係に関し譲受人又は相続人その他承継人が権利義務を承継した場合を除き、その共済関係は包括承継があった時から効力を失います。

□(5) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっていますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払する金額が削減されることがあります。